

「大分県特定家畜伝染病現地総合対策本部」設置要領

平成 23 年 1 月 27 日策定	衛飼第 1854 号
平成 23 年 6 月 7 日改正	衛飼第 488 号
平成 25 年 8 月 28 日改正	畜振第 1378 号
平成 27 年 11 月 4 日改正	畜振第 1801 号
平成 28 年 2 月 3 日改正	畜振第 2545 号
令和 6 年 4 月 1 日改正	畜振第 2739 号

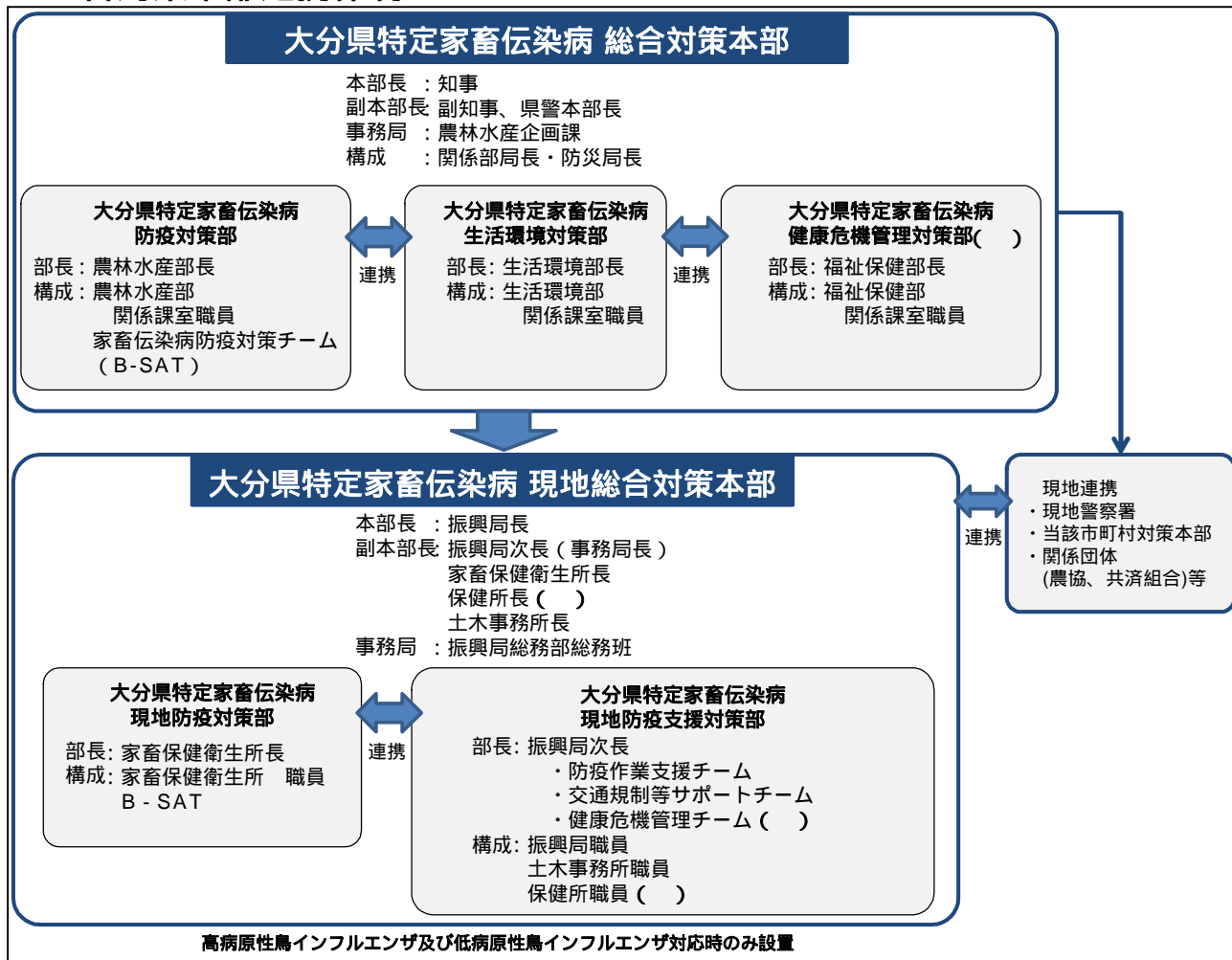
設置基準及び目的

県内で特定家畜伝染病（家畜伝染病予防法第3条の2に定められている疾病のうち、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに知事が必要と認めた疾病。）の患畜となるおそれがある家畜が確認された場合、特定家畜伝染病の疑いのある家畜の検体を採取し、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に送付した場合、又はその結果、患畜若しくは疑似患畜と決定された場合、隣接県において特定家畜伝染病が発生し県内畜産業への影響が懸念される場合等において設置される知事を本部長とする「大分県特定家畜伝染病総合対策本部」（以下「県総合対策本部」という。）の決定を受け、大分県特定家畜伝染病現地総合対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する。

現地対策本部は、大分県特定家畜伝染病現地防疫対策部（以下「現地防疫対策部」という。）及び大分県特定家畜伝染病現地防疫支援対策部（以下「現地防疫支援対策部」という。）の設置を決定し、現地での防疫作業に当たる。

現地対策本部は、県対策本部の指示の下、防疫活動を迅速かつ適切に実施するため、相互間で十分な連携を図ることとする。

各対策本部連携体制



大分県特定家畜伝染病現地総合対策本部

1 組織体制

本部長	振興局長
副本部長（事務局長）	振興局次長 （兼 現地防疫支援対策部長、防疫作業支援チーム長）
副本部長	家畜保健衛生所長（兼 現地防疫対策部長）
副本部長	土木事務所長（兼 交通規制等サポートチーム長）
副本部長	保健所長（兼 健康危機管理チーム長）
事務局	振興局総務部総務班
現地防疫対策部	部長（兼）：家畜保健衛生所長（副本部長）
防疫企画班	班長：生産衛生班総括
発生地防疫対応班 （発生があった家保のみ）	班長：防疫検査班総括
まん延防止対応班	班長：生産衛生班職員等
家畜伝染病防疫対策チーム （B-SAT Boueki taisaku-Special Assistant Team）	チーム長
現地防疫支援対策部	部長（兼）：振興局次長（副本部長）
防疫作業支援チーム	チーム長（兼）：振興局次長（副本部長）
総務班	班長：総務部長 副班長：総務班総括
初動防疫サポート班	班長：生産流通部長
埋却班	班長：農林基盤部長
農家経営支援班	班長：農山漁村振興部長
流通対策支援班	班長：地域創生部長
交通規制等サポートチーム	チーム長（兼）：土木事務所長 （副本部長）
健康危機管理チーム	チーム長：保健所長（副本部長）
総務班	班長：健康安全企画課長
健康調査班	班長：地域保健課長
生活環境班	班長：衛生課長

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対応時のみ

2 設置場所

現 地 対 策 本 部：発生地を管轄する振興局並びに移動及び搬出制限区域にかかる振興局等に設置

現 地 防 疫 対 策 部：発生地を管轄する家畜保健衛生所並びに移動及び搬出制限区域にかかる家畜保健衛生所等に設置

現地防疫支援対策部：発生地を管轄する振興局並びに移動及び搬出制限区域にかかる振興局等に設置

3 業務分担

(1) 現地防疫対策部

ア 部長（兼） 家畜保健衛生所長（副本部長）

（ア）現地防疫対策部業務の総括に関する事。

イ 防疫企画班 班長 生産衛生班総括

（ア）現地防疫対策部の総務に関する事。

（イ）防疫企画に関する事。

（ウ）関係部所等との連絡調整に関する事。

（エ）防疫資材・機材等の調達及び調整に関する事。

（オ）疫学関連施設及び農場等のリストアップに関する事。

（カ）へい殺畜等手当金に関する事。

ウ 発生地防疫対応班 班長 防疫検査班総括

（ア）発生農場の状況調査に関する事。

（イ）発生農場に係る防疫作業の検討に関する事。

（ウ）発生農場に係る防疫措置に関する事。

エ まん延防止対応班 班長 生産衛生班職員等

（ア）防疫企画班の補佐に関する事。

（イ）清浄性の確認のための検査に係る飼養農家等のリストアップ及び当該市町村との調整に関する事。

（ウ）消毒ポイント及び制限区域内の畜産物等の移動規制に関する事。

（エ）制限区域内農場の畜産物等の損失補てん等に関する事。

オ 家畜伝染病防疫対策チーム（B-SAT） チーム長

家畜伝染病発生時に、発生状況に応じ大分県特定家畜伝染病防疫対策部長の指示により発生農場等へ派遣され、以下の業務を行う。

（ア）各防疫作業のプランニングの補佐に関する事。

（イ）初動防疫に係る発生農場等の防疫作業に関する事。

(2) 現地防疫支援対策部

ア 部長（兼） 振興局次長（副本部長）

(ア) 現地防疫支援対策部業務の総括に関する事。

イ 防疫作業支援チーム チーム長(兼) 振興局次長(副本部長)

(ア) 総務班 班長 総務部長

現地防疫支援対策部の総務に関する事。

関係部所及び市町村等との連絡調整に関する事。

防疫作業の支援に関する事。

一般資材・機材等の調達及び調整に関する事。

(イ) 初動防疫サポート班 班長 生産流通部長

初動防疫作業に係る支援に関する事。

現地派遣チームとの連携に関する事。

損失補てんに関する事。

(ウ) 埋却班 班長 農林基盤部長

埋却作業に関する事。

(エ) 農家経営支援班 班長 農山漁村振興部長

農家の経営相談及び金融等の支援に関する事。

(オ) 流通対策支援班 班長 地域創生部長

風評被害等に対する小売店等への経営支援に関する事。

ウ 交通規制等サポートチーム チーム長(兼) 土木事務所長(副本部長)

(ア) 消毒ポイント設置に係る支援に関する事。

(イ) 道路の占有許可及び使用許可に係る手続を行う事。

エ 健康危機管理チーム チーム長(兼) 保健所長(副本部長)

(高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ対応時のみ)

(ア) 発生農場、防疫作業従事者等の健康管理に関する事

(イ) 家畜保健衛生所、振興局が行う防疫作業(環境等)への助言・指導に関する事
と

(ウ) 健康・食品相談に関する事。